

令和8年度世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」 小中学生向け学習支援ツール制作等業務委託仕様書

1 業務目的等

(1) 目的

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」構成資産全体の世界遺産価値や意義について、主に児童、生徒の理解増進を深めてもらうため、小中学生向けの統一的な学習支援ツールを制作し、本遺産の次世代への継承を図る。

(2) 背景

これまで、各構成自治体においては、主に各エリア・各自治体に所在する構成資産の世界文化遺産としての価値について理解を深めるため、若年層を対象としたパンフレットやワークシート等を制作し、教育現場での活用等に関する取組を行っているが、構成資産全体の価値については、児童、生徒向けの学習支援ツールが整備されているとは言いがたい状況にある。

本遺産は8県11市に所在する23の資産で構成され、構成資産全体で世界遺産としての価値を有していることから、協議会として遺産群全体の遺産価値に対する理解増進を一層充実させ、次世代への継承に取り組む必要がある。

2 履行期限

令和9年3月31日（水）

3 業務委託内容

(1) 小中学生向け学習支援ツールの制作

① 動画制作

本遺産全体の価値や意義を分かりやすく紹介したものとする。

ア 教室での活用を想定したものを作成すること。

イ 3～5分の動画を項目毎に複数本（4本程度）作成すること。

※項目の例

・世界遺産とは？

・明治日本の産業革命遺産とは（全体の概要を紹介）

・日本の産業革命の道（時代背景とともに紹介）

・3つの産業（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）の歩み など

※実際に制作する項目、本数については、委託者と協議の上決定すること。

ウ 動画の画角は16：9とすること。

エ テロップ及びナレーションを入れること。

オ 映像や写真等については、本協議会及び構成自治体から素材を提供する。

カ 動画全体のイメージとして、以下URLを参考にすること。

・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を知ろう～概要・沖ノ島編～
(https://www.youtube.com/watch?v=_PFccFJ6rl8&t=72s)

- ② ワークシートのデザイン制作
 - ①の動画の理解、知識の定着を深める補助教材として使用できるものとする。
 - ア タブレット等での閲覧に対応したデータを作成すること。
 - イ A4両面1枚程度の内容とすること。
- ③ その他留意事項
 - ア ①②に係る詳細については、委託者と協議の上決定すること。
 - イ 受託者は、必要に応じて専門家等に内容を確認してもらい、歴史的事実に基づいた制作をすること。校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

(2) ターゲット及びコンセプト

- ① ターゲット
 - ・ 構成資産のある自治体の小学校5～6年生
 - ※ 制作にあたっては、構成資産のある自治体の児童を対象とするが、全国の小中学校でも必要に応じて使用出来るよう、作成した学習支援ツールのデータはインターネットにて公開する。
- ② コンセプト
 - ア 児童等に視覚的に分かりやすく知識を伝えること。
 - イ 本遺産全体の概要、価値や意義を学びながら、身近にある地域の構成資産についてより理解を深めてもらうこと。
 - ウ 授業の導入やまとめ、自宅学習で活用出来るものであること。
 - エ 社会科や総合学習等、一つの教科にとらわれず幅広く活用出来るものであること。

4 成果物について

受託事業者が提出すべき成果物等は下記のとおりとする。

- (1) 実績報告書 2部
- (2) 動画データ (MP4) 1セット
- (3) ワークシートのWEB用データ 1セット
(再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ)
※ ホームページやYouTube等でのWEB配信で利用可能な形式とする)
- (4) 制作した動画やワークシート等を納めたDVD 2枚
- (5) その他業務実施にあたって制作した成果物

5 打合せ・協議

委託者と受託者は業務打合せを実施し、必要に応じて提案された提案内容の修正・変更を行った上で委託契約を行う。契約締結後の業務打合せは、着手時・納品時のほか業務進行中必要が生じた際や業務着手時に委託者が指定した時期・段階に随時行うものとする。

また、業務執行において疑義が生じた場合も委託者・受託者両者の協議の上、委託者の指示に従うものとする。

6 その他留意事項

- (1) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書及び実施工程表を作成し、委託者へ提出のこと。
また、業務実施状況について、委託者と随時報告及び打合せを行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。なお、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 委託で得られた成果品の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、履行確認の時をもって、委託者に帰属し、また、著作者は成果品につき、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
（成果品の構成素材（イラスト等）については、二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。）
- (4) 業務中及び業務完了後において第三者と知的財産権に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (6) 受託者は信義を守り、誠実に業務を履行すること。

7 納品場所

「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会事務局
（鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室）